令 和 4 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和4年6月3日

(第 35 回)

和光市議会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和4年6月3日(金曜日)

午前10時00分 開会 午前10時48分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

員	長	安	保	友	博	議員		副	委	員	長	待	鳥	美	光	議員
	員	菅	原		満	議員		委			員	熊	谷	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	郎	議員
	員	富	澤	啓	$\vec{\underline{}}$	議員		委			員	金	井	伸	夫	議員
	員	松	永	靖	恵	議員		委			員	冨	澤	勝	広	議員
	員	員員	員當	員 菅 原員 富 澤	員 菅 原員 富 澤 啓	員 菅 原 満員 富 澤 啓 二	員 菅 原 満 議員員 富 澤 啓 二 議員	員 菅 原 満 議員 員 富 澤 啓 二 議員	員 菅 原 満 議員委員 富 澤 啓 二 議員委	員 菅 原 満 議員 委 員 富 澤 啓 二 議員 委	員 菅 原 満 議員 委 員 富 澤 啓 二 議員 委	員 菅 原 満 議員 委 員 員 富 澤 啓 二 議員 委 員	員 菅 原 満 議員 委 員 熊 員 富 澤 啓 二 議員 委 員 金	員 菅 原 満 議員 委 員 熊 谷 員 富 澤 啓 二 議員 委 員 金 井	員 菅 原 満 議員 委 員 熊 谷 二 員 富 澤 啓 二 議員 委 員 金 井 伸	員 菅 原 満 議員 委 員 熊 谷 二 郎 員 富 澤 啓 二 議員 委 員 金 井 伸 夫

議 長 齊 藤 克 己 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

 議会事務局長
 松 戸 克 彦
 議 事 課 長 遠 藤 秀 和

 議事課長補佐
 中 村 智 子
 統 括 主 査 高 橋 寛 子

◇本日の会議に付した案件 最終報告書について その他 **〇安保友博委員長** ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の流れを確認します。

本日の議題は、最終報告書について、その他です。これに異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議がありませんので、そのようにいたします。

初めに、最終報告書についてを議題とします。

当委員会は、地方自治法第98条第1項に基づく調査特別委員会として令和2年9月に設置され、事務検査権に基づく事実関係の調査を行ってきました。

しかし、現所管部署の職員による説明では事件当時の事実関係の確認が難しい点があり、地方自治法第100条に基づく調査権限が必要であると判断し、令和3年12月定例会において、当委員会への地方自治法第100条の権限付与についての決議案が全会一致で議決されました。以後、100条調査権に基づく証人尋問等の方法により調査を行ってまいりました。

調査内容を踏まえ、最終報告書作成に当たっては、秘密会の内容に触れるおそれあることから、非公開の場で6回に渡り協議を重ねてまいりました。

本来でしたら、ここで最終報告書案を読み上げるところですが、付議事件が多いため約60ページにわたる報告書案となっております。

報告書案をお手元に配付しておりますが、この報告書案の内容について御意見があれば挙手 願います。

菅原委員。

○菅原満委員 59ページの5、総括の2段落目のところで、用語の関係で確認をさせていただきたいのですが、後半、「不祥事を起こした元市職員を弾劾することではなく」とあるのですが、弾劾というと普通、弾劾裁判所ですとか公職にある者について、特に身分を保証された公職にある者について使うわけですけれども、ここにおける弾劾というのは、元市職員を批判するだけとか、そういったような意味合いということなんでしょうか。

協議してきたわけですけれども、弾劾という言葉が適切なのかどうか、改めて確認をしてお きたかったので発言をさせていただきました。

○安保友博委員長 そうですね、ここはもともとは弾劾というのはそういう管職にある人を追及して追い落とすことというようなことから始まっていて、それが転じて責任を追及するという意味もあるようですけれども、今、御指摘がありましたので、これは例えば糾弾とか、そういう表現に改めたほうがいいでしょうか。

菅原委員。

- **○菅原満委員** かえってそれだとちょっと、元市職員の行為そのものを批判することとか、元職員の行為の責任の追及するだけではないという、弾劾という意味でも批判するとかそういったような意味合いがあるので、その辺の認識をきちんとここで確認をできればということで、要は官職というか、それにある者のということではなく、広く使われている意味で元市職員を批判することだけではなくという意味合いということで、きちんとここで共通の認識を取るということで、糾弾というとまた意味合いが違ってくるかと思いますので、あくまで100条委員会ですので、その辺含めて御協議をお願いいたします。
- **〇安保友博委員長** そうすると、どういう表現がいいということになりますか。 冨澤委員。
- **○冨澤勝広委員** 今の菅原委員のお話は、この弾劾という言葉をそのまま載せたにしても、そ の意味合いをみんなで共通理解がしてあればいいということでよろしいですか。
- 〇安保友博委員長 菅原委員。
- **○菅原満委員** その辺きちんとしておかないと、弾劾という用語は特別な使い方もあるので、この報告書ではこういう意味で使いましたよという、こういう定義で使いましたということで固めておかないと、いずれにしろ外へ出ていった場合に、この報告書を御覧になった方がどういう意味と捉えるかなと思ったので、その辺は認識を一にしておいたほうがいいのかなという考えでお話をさせていただいた次第です。
- 〇安保友博委員長 金井委員。
- ○金井伸夫委員 今、菅原委員のお話を伺っていますが、やはり弾劾という言葉はさっきおっしゃったような趣旨があるかと思うのですが、やっぱりここは同じような趣旨なんですけれども、さっき菅原委員もおっしゃったんだけれども、元職員の責任を追及するという、このほうがこの報告書の趣旨からして妥当かなと思います。責任を追及するぐらい、同じ趣旨だと思うんだけれども。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** 今の中の議論は、弾劾という言葉はいいんだろうけれども、要するに共通の 認識、この意味合いはどういう意味合いなのか、責任を追及するという意味合いでこの弾劾と いう言葉を使ったのかということの議論だと思いますから、そういう理解であれば弾劾という 言葉を使ってもいいのかなと思いますけれども、今、菅原委員のおっしゃったことは、そうい うことではないのですか。
- 〇安保友博委員長休憩します。(午前10時08分 休憩)再開します。(午前10時09分 再開)

菅原委員。

○菅原満委員 今回の件は元市職員の行為に発して、それについて追及してきたし、責任の所在についても元市職員含めて個々の職員においてどうだったかということは委員会で調査、また報告書をつくるに当たって協議してきたので、ここでの「元市職員を弾劾することではなく」

の弾劾は、元市職員を非難するということではなくということの認識の一致を図っておいたほうがいいのではないかということで発言をさせていただきました。

○安保友博委員長 それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

ほかに御意見ありますか。

菅原委員。

- **○菅原満委員** 先ほど、委員長から協議積み重ねてきたというお話があって、大変恐縮なんですけれども、またその後の4行目で、そして個人としての特別職、一般職の公務員として他人事ではなくというか、職にある公務員としてのということであれば、特別職、一般職の公務員として他人事ではなくというほうのが、あえて個人としてのというのを入れる必要性があるのかなと、改めて読んでそう感じたのですが、皆さんの御意見はいかがか教えていただければと思います。
- **〇安保友博委員長** ここは、組織として市というものがあって、個人として公務員としてというこの2つの対比をもって、それを人ごとではなく自分のこととして事実を、現実を把握するということので、そこの対比で読んでいただければと思うんですけれども。

熊谷委員。

- **○熊谷二郎委員** ここでは、自治体職員として確かに1人1人のバックには9万人の市民がいるということの意識、そういったものもここに表されているのかなと感じますので、私はそういうふうに捉えましたけれども。
- 〇安保友博委員長 金井委員。
- **〇金井伸夫委員** 委員長がおっしゃるように、組織としての市と、それから個人としてということで、この文脈ではおっしゃるように分けているので、あえて個人としてというこれを加えたということの趣旨はよく分かりますので、このままでいいのではないかと思います。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** 私も、先ほど委員長のお話ししたように、組織としての市、組織と個人を対 比しているので、これはこういう表現でいいのかなと思いますけれども。
- 〇安保友博委員長 菅原委員。
- **〇菅原満委員** 組織と個人と対比するという意味合いであるならば、そのように理解をいたします。
- **〇安保友博委員長** では、ここはこのままでよろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

では、そのようにいたします。

ほかに御意見ありますか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 これまでの非公開の協議の中でも申し上げてきたことですけれども、まとめ

の59ページ、最後の行からのパラグラフについて、これは元和光市職員の不祥事の調査に関する決議に規定された調査事項の項目、元市職員のパワーハラスメントに関する事項という部分を超える内容であって、また組織的なパワーハラスメントという語句も一方の証言に出てきた言葉で、付議事項を超える内容であったために前市長、副市長側に確認する質問もできなかった事項です。結果として、事実関係の確認ができていない証言内容であります。

この最終報告書作成に当たっては、多岐にわたる証言や文書を検証して、できるだけ曖昧な 部分を廃して、認定事実に基づき考察をしてきたという経緯がありますので、この部分は最終 報告書に掲載することは適切ではないと私は考えます。

ただ、こうした証言があったこと自体は事実ですので、それぞれの議員が必要に応じて一般 質問等で取り上げていくべきことであると思います。

〇安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 協議してまとめてきて、98条からすると相当な期間を経てまとめてきましたので、この提言に基づいて執行部のほうで現在取り組んでいる方針に基づく取組もありますが、さらに和光市行政に向けて取り組んでいっていただきたいということがございます。そういった点では、報告書を了とします。

ただ、やはり58ページの(2)の中で、あるいは虚偽の説明を受けたなどということがあったとしてもということでいくと、最終的な行政執行上の責任者は市長でありますので、責任があるということは確かでありますが、虚偽の説明を受けた場合、どこまで注意を払うのかということもあるのかなと。その辺については今後、報告書の扱い含めて、あるいはどこまで責任を負うのかということも含めて考えていかなければならないのかなと私は思います。

そういった意味では、行政執行上の最高責任者たる市長は、やはり行政財産を動かす場合に は慎重な執行を行っていくという趣旨だということで、私は理解をいたします。

私の意見としては以上です。

〇安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 待鳥委員がおっしゃられた59ページ以下、なお書きの部分の点ですけれども、やはりここ、この特別調査委員会を進めていく中で、実際には付議された内容とは違う部分についても知り得ることになったわけですので、そこでこのような書き方について、断定的というよりも詳細な言及は避けるが、証人尋問に云々の部分から残ることを最後には、懸念が残ることをして指摘しておくということで、こういった事実があったと指摘しておくこと、これは最小限度の表現の仕方になっていますが、私は妥当ではないかと判断します。

〇安保友博委員長 冨澤委員。

○富澤勝広委員 これについてはいろいろ議論があった部分だと思いますけれども、証人尋問をやっている中で、パワハラについてこういった見解が出てきた、証言があったわけで、報告書を上げていく段階で、市の取組の中にこういった事実を把握し、調査をしてもらって、今後の組織運営に役立てる上では、こういう提言も必要なのかなと私は思いますので、この表現は

これでいいのかなと思いますけれども。

- 〇安保友博委員長 菅原委員。
- **○菅原満委員** 私は、やはり委員会に付議されたことに基づいてやっていくと。特に、100条 委員会の趣旨から行けば、やはり付議された案件に基づいて調査、報告していくということが 必要だと、実際に100条委員会というのはそういうものだと認識しております。

先ほども申し上げましたけれども、98条の委員会から100条まで相当の時間がかかっているので、報告書を出すことは大切な役割の一つであり、その中で提言をするという目的があるわけですので、そういった意味では提言をまとめて報告することが必要でありますので、それについては了としますが、やはり私は付議事件を踏まえてやっていくということと、あとこの件については、100条の付議された案件から考えると、私自身とすればなじまないのかなという考えは持っております。

- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○特鳥美光委員 私が一番気になっているのは、その付議された内容を超えた内容であったために、それに関連してもう一方の側、前市長や副市長にこの件の事実関係を確認することができていないんです。なので、一方的な証言、それが事実か事実じゃないかということは私は分かりませんけれども、そのこと自体を調査できていないというところが一番気になっておりますので、もしこのまま載せるということだと思うんですけれども、組織的なパワーハラスメントというところに括弧をつけていただけませんか。
- 〇安保友博委員長休憩します。(午前10時23分 休憩)再開します。(午前10時25分 再開)

今、委員から御指摘がありましたなお書きの部分、「本委員会の調査の範囲を超えるため詳細な言及は避けるが、証人尋問において元市職員によるものだけではなく市、市役所内における組織的なパワーハラスメントが存在し、元市職員が退職後、現在に至るまでその状況が継続しているという旨の証言が複数認められたことから、市としても議会としても引き続き調査、改善の必要があるのではないかとの懸念が残ることを指摘をしておく」という部分について、ここについてはこの記載のとおり本委員会の調査の範囲を超えるということがありますので、このまとめに至るまでのところでは出てきておりません。

ただ、その調査をしている中で判明したことではありますので、あくまでもこの範囲を超えてはいるけれども判明したこととして記載を残しておきたいということで、ただこの組織的なパワーハラスメントという用語については証言の中で出てきたものであって、そういう概念があるかどうかということも不確かということがありますので、組織的なパワーハラスメントにはかぎ括弧をつけて、用語としての位置づけをしてこの記載を残すということでよろしいでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 かぎ括弧をつけて、あくまで事実関係は確認していないし、昨年、請願を議会

としては採択しており、パワーハラスメントかどうかという調査自体も大変慎重を期する必要性も一面あるので、やはりここではあくまでも証言の中で組織的なパワーハラスメントという言葉が使われたという意味合いからすれば、かぎ括弧で挿入することについては必要なことかなと思いますので、かぎ括弧を入れるという方向でよいかと考えます。

〇安保友博委員長 では、組織的なパワーハラスメントにかぎ括弧をつけるということでよろ しいでしょうか。

[「はい」という声あり]

では、そのようにいたします。

休憩します。(午前10時28分 休憩)

再開します。(午前10時36分 再開)

改めまして、最終報告書の内容についてさらに御意見があればお願いします。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 58ページ以降のまとめについてですけれども、市政施行の過ちが2で、3で過ちを認め責任を明確にするということ、3ということでまとめてあるんですけれども、実際に過ちを認めることから物事は出発していくことになるので、そういう意味からきちんとこのような形で提起できたというのはよかったのかなと思います。

〇安保友博委員長 ほか、よろしいでしょうか。

[「なし」という声あり]

それでは、先ほど指摘がありましたかぎ括弧をつけるという修正はします。それ以外の部分についてはこの案のとおりということで、それをもって最終報告書案とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、異議ありませんので、そのようにいたします。

ただいま決定いたしました最終報告書案については、文書が整い次第、議長に提出をさせて いただきます。

最終報告書案を議長に提出後、6月定例会開会日に委員長報告を行い、議決後、市長へ最終報告書を手渡す予定です。また併せて、プレスリリースをする予定です。その後、市議会のホームページに掲載いたしますので、御承知おきをください。

次に、その他として、資料の返還についてを議題とします。

地方自治法第98条第1項に基づき、執行部から提出を求めた資料について、調査が終了した ことから執行部へ返還したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、ここで内容は今、決まったんですけれども、この最終報告書、委員会としての対 外的なものとか、そうした全般について何か御意見がありましたらここで伺いたいと思います。 冨澤委員。

- **○富澤勝広委員** ここで最終報告書ができたわけですけれども、この委員会として市民に対してどのような説明をしていくのか。例えば、報告会的なものを行っていくのか、あるいは60ページというかなり膨大な量がありますから、ダイジェスト版みたいのをつくって市民に周知していくのか。その辺、御意見をいただければと思いますけれども。
- 〇安保友博委員長休憩します。(午前10時39分 休憩)再開します。(午前10時44分 再開)

今、冨澤委員から御指摘いただいた点につきまして回答いたします。

まず、ダイジェスト版につきましては、やはり市民に広く周知していくという趣旨からも必要であると考えますので、これについては正副委員長に一任いただいた上で、ダイジェスト版の作成をしたいと思います。

それから、報告会につきましては、委員会としてはぜひやっていきたいと思いますが、委員会はこれで終了するわけなので、議会として市民に周知をしていく必要があるということで、 その旨、議長に申入れはしたいと思いますが、この2点についてよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにいたします。

休憩します。(午前10時45分 休憩)

再開します。(午前10時47分 再開)

それでは、ほかに何かありますか。

[「なし」という声あり]

なければ、本日が本委員会の最終日となりますので、私の方から一言御挨拶を申し上げます。 令和2年9月に設置された当委員会は、1年9か月にわたり調査を行ってまいりました。新 型コロナウイルス感染症の影響もあり、調査期間が長引いてしまいましたけれども、本日無事 に報告書案を提出することができました。まずは、調査に御協力いただきました証人の皆様、 職員の皆様に御礼を申し上げたいと思います。

また、委員の皆様には、長期間にわたり調査に御尽力いただき、感謝を申し上げます。本当 にありがとうございました。

以上で元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午前10時48分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博